

御杖村長 伊 藤 収 宜 殿

御杖村監査委員 丸 山 廣 光

御杖村監査委員 山 崎 往 男

公金横領による元職員の賠償責任等に関する監査請求に基づく監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、平成31年3月29日付け御総発第1851号で御杖村長から監査請求のあった、元御杖村課長補佐鈴木敏夫（以下「元職員」という。）の公金横領に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額の決定について、監査した結果を次のとおり報告する。

## 第1 監査の実施

### 1 監査請求の趣旨

村長から提出された標記の職員の賠償責任に関する監査請求の趣旨は次のとおりであると解する。

元職員は、平成28年4月1日から御杖村出納室勤務を命ぜられ、併せて会計管理者に任命され、現金出納全般について業務を行っていたが、平成30年10月1日に住民生活課に異動となる2年6ヶ月の間、不正な会計処理を行い、公金を横領し、御杖村に損害を与えたものである。

よって、元職員の横領した事実の確認、損害賠償責任の有無及び損害賠償額の決定について監査を求める。

なお、資料として以下のものが添付されていた。

- ア 告訴状の写し
- イ 例月出納検査結果報告書の写し（平成29年3月分、平成30年9月分）
- ウ 南都銀行、ゆうちょ銀行入出金の消し込み台帳の写し
- エ 鈴木敏夫からの詫び状
- オ 始末書の写し
- カ 懲戒処分に対する弁明の内容

## 2 監査の方法

### (1) 書類審査

告訴状の写し、例月出納検査結果報告書の写し等関係資料を精査した。

### 3 監査の実施時期

平成31年3月29日～令和元年5月21日

## 第2 監査の結果

### 1 結論

#### (1) 御杖村に損害を与えた事実の有無について

元職員が公金を横領し御杖村に損害を与えた事実があるものと認める。

#### (2) 賠償責任について

元職員は、御杖村に対して損害賠償責任を有するものと認める。

#### (3) 損害賠償額について

元職員の横領による御杖村の損害額は、400万円である。

土地開発基金通帳から、平成29年3月16日に200万円、平成30年9月25日に200万円をそれぞれ南都銀行普通預金の会計管理者口座へ振り替えを行っていたものである。昨年11月30日に公金横領が発覚してから以降、例月監査時において、全ての基金通帳や一般会計、各特別会計、その他通帳及び金庫内現金を確認しているが、土地開発基金（以下「基金」という）通帳の400万円の不足以外の金額の齟齬は認められず合致している。よって、今回の横領金額は400万円と認め、その損害額も400万円である。

## 2 事実関係

### (1) 横領事件発覚の経緯

平成30年11月22日総務課主幹が、財政状況公表のため、基金残高表の確認中に誤りが発見されたため、会計担当者とともに基金の決済性預金の通帳残高を確認したところ、この基金通帳から2度にわたり各200万円づつ、合計400万円の出金を確認した。

### (2) 元職員の自認

元職員に対して総務課主幹、出納室職員が、数回にわたり出金の意図を確認していたところ、11月30日に400万円の横領の事実を認めた。

12月10日には、元職員から始末書が提出されており、改めて400万円の横領の事実を認めている。

### (3) 行政の調査

#### ア 元職員への事情聴取

11月30日村長、副村長、総務課長の3人が、村長室に元職員を呼び、公金横領の事実を確認したところ、400万円の横領の事実を認める。12月1日及び12月2日も村長室に元職員を呼び横領の内容について事情聴取を進める。

その結果、銀行、銀行カードローン、消費者金融等を含め、総額約1600万円の借金があり、給与天引きの返済を除いた手取り25万円の中から、毎月23万円を返済中であるた

め、生活費に困窮し、平成28年4月出納室に異動後、複数回にわたり公金を横領したと自供する。

横領の手法は、現金出納帳を改ざんし、その差額現金を抜き取るものだったが、元職員は横領手法の詳細（日付、金額、方法等）については覚えていないとの返答であった。

#### イ 調査及び結果

元職員から横領手法の供述を得られないため、12月3日から7日の5日間、元職員が出納室に異動した平成28年4月1日から平成30年10月1日に住民生活課に異動するまでの2年6ヶ月間の現金出納簿、収入金計算書、財務会計システム等関係する書類等の調査を実施した。その結果、3,352,200円の横領の事実を確認した。また、その後調査を続けた結果、3,452,200円の事実を確認している。

#### (4) 元職員からの預り金等

元職員が自認している400万円の横領額について、12月4日会計管理者口座に同額が振り込まれたため、一時預り金として会計に保管している。

#### (5)元職員への処分

元職員を平成30年12月20日付けで懲戒免職処分とした。なお、この処分が予定される不利益処分となることから、12月17日に弁明機会の付与を行ったが、元職員は弁明をせず終了している。

### 3 判断

#### (1) 公金横領の有無

元職員による公金横領の有無について、以下のとおり検討する。

##### ア 元職員の自認

平成30年11月30日総務課主幹、出納室職員が基金通帳からの出金400万円の意図を元職員に確認したとき、自分が横領したと供述している。また、11月30日から12月2日の3日間、村長、副村長、総務課長の3人による事情聴取、元職員の始末書でも横領の事実を認めている。さらに12月17日懲戒処分前の弁明の機会にも、元職員は弁明をしていない。

##### イ 横領の時期及び手口

元職員が異動により出納室会計管理者となった平成28年4月1日から、住民生活課に異動になる平成30年10月1日までの2年6か月の間、現金出納簿を改ざんし、横領を繰り返した。その具体的手法は、現金出納簿に架空の現金支払を記入し、その金額を横領したもの。また、現金出納簿の日時集計の記載を意図的に低く改ざん記載し、その差額を横領したもの。金銭出納簿の税金等の収入を実際金額より低く改ざん記帳し、その差額を横領したもの。小切手を発行し、その現金を現金出納簿の収入欄に記載せずその現金を横領したものの等である。

##### ウ 犯行の隠蔽

改ざんした現金出納簿の金額とレジスターを含めた金庫内現金を合わせることにより、現金を横領していた事実の発覚を免れた。また例月の監査時には、会計管理者口座の金額が、

横領した金額分不足することになるため、監査資料中の、「未整理収入金」及び「未整理支出金」を改ざんし、監査時の不正発覚を免れた。「未整理収入金」とは、監査前日の段階で村税、補助金等が会計管理者口座に振り込まれ調停処理等が遅れている金銭のことで、「未整理支出金」とは、監査前日の段階で電気料金・電話料金等が口座引き落とし済みで支出処理されていない金銭のことである。さらに、横領金額が大きくなり、監査で発覚する恐れが生じたため、平成29年3月に基金口座から200万円を会計管理者口座に振り替えし、平成30年9月の異動前には、同じように横領の事実を隠蔽するため、基金口座から200万円を会計管理者口座に振り替えした。さらに、平成28年度、平成29年度決算においては、基金残高欄を200万円振り替える前の金額を表示し、横領の事実を隠蔽した。

#### エ 元職員以外の関与がないこと

元職員及び関係職員への事情聴取によると、元職員は横領を全て一人で行ったことを認めている。また、元職員とともに出納室で勤務していた職員も横領への関与を否定している。更に、現金出納帳や小切手など横領に係わった部分の筆跡は、全て元職員の筆跡であった。

このことから、本件において元職員以外の関与はないものと認められる。

以上のことから、元職員が単独で公金を横領し、御杖村に損害を与えた事実があることが認められる。

## (2) 賠償責任の有無

地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項前段について、本件に係る箇所のみ抜粋及び読み替えを行うと、会計管理者が故意又は過失により、その保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされている。

以下、この規定に基づき元職員が賠償責任を有するかどうかについて検討する。

### ア 法第243条の2第1項前段に規定する職員であったか

元職員は、平成28年4月より会計管理者として勤務しており、法171条第1項に規定された普通地方公共団体の会計事務をつかさどる者であり、同条第2項第1号に規定された現金の出納及び保管等の職務権限を有し、法第243条の2第1項前段に規定する会計管理者に該当する。

### イ 公金の亡失に該当するかどうか

元職員は、出納室会計管理者として、現金の出納及び保管等の職務権限を有する立場にありながら、税金や使用料等の現金が金庫に保管されている間に、現金出納簿を改ざんして現金を横領していることから、亡失に該当すると認められる。

### ウ 公金の亡失に故意が認められるか

元職員によると、家庭及び個人の事情で借金があり、給料だけでは生活費が足りなくなったことから、出納室金庫内にあった現金を横領し、生活費や借金の返済に充てた。出納室の職員に分からないように全て一人で実行したと供述している。

よって、他者からの強要や失念ではなく、自己の用途に費消する目的で横領するという、故意による不法行為により村に損害を与えていると認められる。

以上のことから、元職員は御杖村に対して賠償責任を有するものと認められる。

## (2)損害賠償額

元職員が賠償すべき損害額について、以下のとおり検討する。

### ア 損害額に関する村長の主張及び妥当性について

村長からの請求によると、元職員は、横領費消した金額の穴埋めに充てるべく、平成29年3月16日及び平成30年9月25日に各200万円の合計400万円を基金通帳から、南都銀行会計管理者口座に振り替えしたものである。

具体的には、平成29年3月13日の例月出納検査結果報告書の歳入歳出収支計算書の未整理収入を本来10,810,299円と記入すべきところ、8,783,429円と2,026,870円低く改ざん記入し、この時の監査での指摘を免れ、3日後の3月16日に基金から200万円を穴埋めしたものである。

また、平成30年9月21日の例月出納検査結果報告書の歳入歳出収支計算書の未整理支出を本来マイナス18,715,064円と記入すべきところ、マイナス16,715,064円と200万円低く改ざん記入し、この時の監査での指摘を免れ、9月20日に10月1日付けで住民生活課課長補佐として異動内示が出ていたことから、9月25日に基金から200万円を穴埋めし、基金以外の会計の帳尻を合わせたものである。

異動後の例月監査については、その後6回行っているが、一般会計、特別会計、その他会計、また現金及び全ての通帳関係についても、土地開発基金の400万円以外の入出の過不足金はないことから、400万円を横領したものと確認した。土地開発基金の決済性預金はその性質上無利息運用となっていることから、この額を弁償額と決定するものとする。

平成28年度及び平成29年度決算については、土地開発基金の200万円の不足以外、一般会計、特別会計、その他会計また基金の残高について、間違いがないことから、決算額自体の修正は必要がないと判断します。

## 第3 監査委員の意見

今回、村長から請求のあった監査について得られた結論は以上であるが、本件は本村公金の出納及び保管等の職務権限を有する立場にある会計管理者による公金の横領という重大な事案で、村民からの行政に対する信頼を裏切る行為であり、対外的な村へのイメージダウンは免れない。その影響は計り知れず、誠に遺憾である。

本件が発生した最大の要因は、当然ながら横領した職員の公務員としての倫理観の欠如であるが、本村の現金取扱いに不備があったことは否めない。

本件事案発生後に取り組みされている再発防止策は、①仮払いを廃止し、会計規則どおり資金前渡による手続の徹底②業者への口座支払の徹底③出納室保管現金の削減④日次の締めは、総務課管理職確認⑤例月監査資料中、「未整理収入」「未整理支出」の内訳明細資料添付⑥出納室職員の増員等を行っている。また、今回の横領事案は、出納室勤務の経験が長い会計管理者の犯罪であることから、定期的な会計職員の異動を考慮するとともに、公金の収納及び管理体制のさらなる強化、徹底に努められるよう強く切望するものである。